

栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

(整理番号 0617)

第1回 自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

令和6年10月3日 一部公開

開催日時	令和6年10月3日(木)	13時30分～16時35分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、第1回栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 委員全員が出席し本会議が成立していることを報告。 併せて、傍聴人及び報道関係者の出席がないことを報告。</p> <p>本専門部会の議事につきましては、栃木県特定最低賃金専門部会運営規程第6条により部会長が進行することとされておりますが、このあと部会長及び部会長代理が選出されるまでのおきましては、事務局において議事の進行をさせていただきます。 それでは次第に従いまして、初めに労働基準部長より挨拶を申し上げます。</p>
労働基準部長	<p>委員の皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に御理解・御協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。</p>

	<p>また、本日はお忙しい中、御参集いただき誠にありがとうございます。</p> <p>おかげさまで、10月1日から「栃木県最低賃金」が1,004円で発効いたしております。</p> <p>この「栃木県最低賃金」は、栃木県内すべての労働者に適用されるセーフティネットとしての機能になっています。</p> <p>また、本日、御審議いただく栃木県特定最低賃金は、特定の産業または職業について、労働条件の向上または事業の公正競争の確保の観点から、県最賃より高い水準の最低賃金を定めることが必要と認められた場合に、関係労使のイニシアティブによって設定されるものでございます。</p> <p>そうした労使のイニシアティブにより自動車・同附属品製造業最低賃金は、平成2年に設定されて以来、改正を重ねてきた歴史があります。</p> <p>私ども事務局としまして、労使の委員の皆様の活発な議論をお支えできるよう、必要な資料の御用意などの確に情報提供をさせていただきたいと思っておりますので、関係資料をはじめ、審議に必要なものなどございましたら、遠慮なくお申しつけいただけたらと思います。</p> <p>集中的な審議となり、皆様には大変御負担をおかけしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>続いて、自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会委員の皆様を公益代表、労働者代表、使用者代表委員の順に御紹介いたします。</p> <p>— 専門部会委員及び事務局の紹介 —</p> <p>続きまして、専門部会の「部会長及び部会長代理の選出」でございますが、最低賃金法第25条第4項の規定により準用される同法第24条第2項及び第4項の規定により、公益代表委員の中から委員が選挙して選任することとされております。</p> <p>例年、公益代表委員から御推薦をいただき、委員の皆様にお諮りしておりますが、本年度においても、この方法で選任することによりよろしいかお諮りいたします。いかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
事務局	<p>それでは、公益委員協議において、推薦をいただいておりますので発表いたします。</p> <p>部会長に太田委員、部会長代理に田島委員を御推薦いただいております。</p> <p>お二人に当専門部会の部会長及び部会長代理に御就任いただくことを提案いたします。いかがでしょうか。</p>

各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
事務局	<p>御賛同いただきましたので、お二人に御就任いただくことといたします。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきまして、部会長にお願いいたします。</p>
太田部会長	<p>ただ今、部会長として選任されました太田です。</p> <p>これから、議事を進めていくこととなりますが、特定最低賃金の審議は、労使のイニシアティブにより、全会一致を目指し、審議が円滑に進みますよう、御協力のほど、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、議題（１）の「栃木県特定最低賃金の金額改定について」です。</p> <p>最初に、栃木県特定最低賃金専門部会の運営につきましては、関係法令によるほか、「栃木県特定最低賃金専門部会運営規程」に基づき、運営していくこととなります。</p> <p>この規程については、本年８月２１日開催の第４回栃木地方最低賃金審議会において議決され、同日より施行されております。この運営規程の要旨について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>運営規程につきましては、事務局より提出しております資料のうち、共通資料の９５ページ、資料No.Ⅱ－１に編綴しておりますので、ご覧ください。</p> <p>この運営規程につきましては、第１条から第５条までに目的、構成、会議の招集と出欠席について、第６条に議事の進め方について、第７条に会議の公開・非公開の措置について、第８条に議事録及び議事要旨の作成について、第９条に審議会会長への報告について、第１０条に専門部会の廃止について規定されています。</p> <p>この中で、第７条の「会議の公開」につきましては、少し詳しく説明させていただきます。</p> <p>第７条の文面自体は昨年度のものとは変更はございませんが、今年度より運用を変更しております。</p> <p>これまで、特定最低賃金専門部会の議事の公開・非公開につきましては、第７条第１項の但し書きにあります「公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる」旨が規定されており、昨年度まではこの但し書きを適用し「全面非公開」として運用してきたところです。</p> <p>しかしながら、昨年中央最低賃金審議会や目安小委員会において、議事の透明性云々が議論となり、「公開の可否については、地</p>

	<p>方の審議会において適宜判断されたい」とはいうものの、本審・専門部会を問わず「可能な限り公開」という方向での本省説明があり、これを受け、地賃専門部会については、昨年度より「公開」に運用を変更し、一方、特賃専門部会については「とりあえず様子見」とさせていただいております。</p> <p>実態から先に申し上げますと、地域別最低賃金の方は、県内の労働団体や市民ユニオン等の関心も高く、本審・地賃専門部会を問わず、毎度それらの方々から傍聴の申し込みがあり、一方、特賃専門部会については、傍聴に関する問い合わせや要請・陳情もこれまで一切なく、実際に今年度は特賃専門部会の開催を公告いたしましたが、現時点において、いずれの業種も傍聴の申し込みは来ておりません。</p> <p>よって、実態としましては、「公開」とは言いつつも、傍聴人はいりませんので、昨年度と何ら変わらない状態で審議していただくこととなるかと思っております。</p> <p>なお、今後においても傍聴の申し込みがないとは言い切れませんが、仮に傍聴人が入った場合であっても、本審や地賃専門部会の運用方法に倣えば、第7条第1項の但し書きを適用し、傍聴が許されるのは、公労使の三者が揃う場面のみであり、よって、実際に金額審議を行う公労協議や公使協議の場面、公労使三者が揃う場面であっても「採決」の場面は非公開となります。</p> <p>以上、現時点で昨年度と実態としては変わらないとはいえ、今後も傍聴の申し込みがないとは言い切れませんし、また、中央において審議の透明性云々が議論されているという近年の流れを見ますと、今後さらなる見直しが求められることも予想されますが、現時点におきましては、今年度からこのような形での運用になりますことを委員の皆様にもご理解いただきたいと思っております。</p> <p>なお、傍聴人が入るか否かに係わらず、審議中の御発言は議事録に残り、これの開示請求により公開となる場合もありますので、特定の企業名や保護されるべき情報等の発言にはご留意いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、御質問はございますか。</p> <p>— 質問等なし —</p> <p>特に御質問などがなければ、本日の部会を含めた専門部会につきましては、「公開」とはするものの、実際に金額審議を行うこととなる公労協議や公使協議の場面、また、最終的に「採決」となった場合の採決の場面については、委員個人の情報、権利権益の保護、意思決定の中立性の確保の観点から、運営規程第7条第1項の但し書きを適用し、審議を「非公開」にしたいと考えますがいかがでし</p>
太田部会長	
各代表委員	
太田部会長	

	ようか。
各代表委員	— 異議なし —
太田部会長	<p>それでは、当専門部会の審議の公開・非公開につきましては、事務局説明のとおり運用することとします。</p> <p>次に、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定による改正審議にかかる意見聴取について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	— 意見書の提出はなかった旨を報告 —
太田部会長	<p>ただ今、最低賃金法第 25 条第 5 項に規定する意見書の提出がなかった旨の報告がありましたが、同条第 6 項において「審議に際し必要と認める場合においては、関係労使等の意見をきくものとする」と規定され、その方法については実地視察を行う方法による取り扱いもできることになっております。</p> <p>しかしながら、この取り扱いについては、例年、審議の時間的制約があることや、労働者代表委員と使用者代表委員の皆様が、関係労使の代表者として推薦され御就任されておりますので、皆様の御意見をお聴きすることで、これに代え実地視察等は行っておりませんでした。</p> <p>いかがでしょうか、本年度においても実地視察等は行わないことでもよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	— 異議なし —
太田部会長	<p>それでは、皆様から御意見を述べていただくことで関係労使からの意見聴取とし、実地視察については本年も行わないことといたします。</p> <p>続きまして、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項に基づいた、専門部会における決議事項の取扱いについて、事務局から説明してください。</p>
事務局	— 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の決議事項を説明 —
太田部会長	ただ今の事務局の説明について、御質問はございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
太田部会長	<p>それでは、規程等の運用や取扱いについては、以上となります。</p> <p>続きまして、金額改定審議に移りますが、まずは、改正決定の申出状況及び労働協約の最低額等について、事務局から説明してください。</p>

事務局	— 申出状況及び労働協約の最低額等について説明 —
太田部会長	ただ今の説明について、御質問などございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
太田部会長	特に御質問など無いようであれば、事務局より、本日提出の資料について、説明をお願いします。
事務局	— 資料説明 —
太田部会長	ただ今の資料説明について、御質問などございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
太田部会長	特に御質問が無いようであれば、続いて、労使それぞれの代表委員より、金額審議に臨むに当たっての「基本的な考え方」についてお聞きしたいと思います。 最初に、労働者代表委員から、続いて、使用者代表委員からお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
太田部会長	それでは、最初に労働者代表委員からお願いいたします。
山口委員	まず、昨年を振り返れば、真摯な議論を続けた結果ではありましたが、全会一致に至りませんでした。 私たちも、先ほど部会長がおっしゃられたように、議論を尽くしたうえで、全会一致で決めるのが望ましいという思いは変わりません。そういった形で議論が進められればと思いますのでよろしく願いいたします。 少し自動車業界の環境について説明したうえで、私たちの望む考え方を説明させていただければと思います。 まず、自動車産業の昨年度の業績で言えば、製造メーカー9社における増収増益は9社、部品メーカー88社は、自動車総連がまとめている中で言いますと、前年比28.2%ということで営業利益は上がっているということが現状としてあります。 では、2024年度を見てみますと、直近6月にありました「認証不正」等の問題で生産減少傾向もありましたが、年度を通して言えば、生産計画も増加傾向となっています。 一方、課題としては、価格転嫁の問題は2024年春闘の交渉の際にも話題になりました。 原材料価格・エネルギー価格等は転嫁が進んだ部分もありますが、

<p>太田部会長</p> <p>鈴木委員</p>	<p>まだまだ労務費で言えば転嫁が進まず、生産コストの上昇が影響しているということは、我々労働組合側としても懸念しているところでもあります。</p> <p>その部分で言いますと、自動車総連を通し、経営者側にも改善はしていかなければならないということを強く求めているところです。そういったこともやっているということを御理解いただきたいと思います。</p> <p>自動車総連の2024春闘を御説明させていただくと、平均賃金では、集計対象1,045単組ありましたが、全体の98.9%にあたる1,033単組において賃金改善を要求し、その結果、平均獲得額は1万1,166円で、約966単組で賃金改善を獲得した結果となっております。</p> <p>直近のところで言いますと、特賃の審議をするうえで、地賃の状況も気になる場所でもあります。今年は1,004円となり、昨年より50円アップになりました。全国加重平均であれば1,055円ということで、昨年度から51円の引上げになりました。</p> <p>一方で、最低賃金については、昨年は、「2030年半ばまでに全国加重平均を1,500円になることを目指す」という政府の発信もありましたし、先日の石破さんの会見では、「2020年代に」という発言もあり、最低賃金も引き続き上げていかなければならない社会の情勢というものがあると思っています。</p> <p>そのような中で、特定最低賃金の審議に臨む考え方ですが、これまでも主張させていただいていますが、栃木県の自動車産業は全国で4番目に組織規模の大きい県であります。</p> <p>全国4番目ということで、しっかりとリーダーシップを発揮して、自動車産業に与える影響というものを強めていきたいという思いがあります。</p> <p>一方で、地域のことを考えれば、地域への貢献度合いも重要であると思っています。</p> <p>もう一方は、春闘で我々が労使交渉で勝ち取ったものを、未組織の労働者へもしっかりと波及をしていきたいという思いは強く、そういった観点で、自動車産業が生み出す付加価値の高さや人材を確保するということに貢献できればということがありますので、そういった意味を含めて審議に望みたいと思っています。</p> <p>今回の状況は、昨年の審議以降、物価上昇もあり、生産も少し持ち直してきておりますので、審議にあたっては昨年同様の有額は当然のことではありますが、昨年以上の議論ができるのではないかと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。 引き続きまして、使用者代表委員からお願いいたします。</p> <p>私から述べさせていただきます。</p>
--------------------------	---

<p>太田部会長</p>	<p>今、山口委員がおっしゃられたように、日本が全面的に賃上げを推進している中、労使の中で一緒にやっていくのは非常に重要なことであると、私も認識しています。</p> <p>その中で、県内の中小企業の状況というのが、どうなっているかということが重要であると思っています。</p> <p>現在、コロナ感染症の位置付けが5類に移行して、規制が緩和され、景気の回復が一部に見られるというのがありますが、一方で、エネルギー価格や原材料費の高騰、総額人件費の上昇、円安の影響など予断を許さない状況にあると思っています。</p> <p>また、10月から社会保険加入対象の拡大で50人以上となってきますが、低い価格転嫁率が非常に問題になっていて、経営基盤の脆弱な中小企業に大きな影響を与えているということです。</p> <p>関東財務局が発表した7月～9月期の直近の法人企業の景気予測調査では、県内企業の景況判断DIは全規模全産業で▲4.2、中小企業で▲6.5、製造業で▲13.0ということで、製造業や中小企業では回復に至っていないというのが直近の状況です。</p> <p>自動車関連については、1月～6月の上期の国内乗用車メーカー8社の世界の生産台数は、前年同期▲6%ということです。これは22年のコロナ禍の上期に近い数字になっていますので、現状としては、なかなか厳しい状況という認識をしております。</p> <p>国内では、先ほどお話がありました、「認証不正」問題が大きいと思います。</p> <p>地域的には中国の不振、東南アジアの不振というところで、国内の問題ではなくて、全体に厳しい状況が重なっているということです。</p> <p>私たちの基本的な考え方としては、賃金上昇はさせていかなければならない。これは世界の中で日本の課題であると思っています。</p> <p>ただ、足元ではこういった現状があるという中で、企業の最優先されるべきものというのは、「事業の継続」と「雇用の維持」が一番大事なものであると思っています。</p> <p>これを両立させるためには、最大経費となる人件費の抑制も必要であり、こここのところを手放しには上げられないということが悩ましいところではありますが、特に中小企業にとっては、一番重要なところだと思います。</p> <p>こういったことも含めて、我々も最大限賃金上昇については、前向きな姿勢を持ちつつ、現状の企業の足元を鑑みて、真摯に議論していきたいと思っています。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>労使それぞれから、基本的な考え方について御意見をいただきました。</p> <p>ここからは具体的な金額審議に入りたいと思いますが、現時点においては、労働者代表委員と使用者代表委員の考え方に隔たりがあ</p>
--------------	---

各代表委員	<p>るように感じます。一度、労働者代表委員と使用者代表委員のそれぞれにおいて、別室で協議を行っていただき、その後、具体的な金額審議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>— 異議なし —</p>
太田部会長	<p>それでは、協議室での協議時間は5分から10分程度として、最初に労働者代表委員から御意見を伺いたいと思います。労働者代表委員は協議が終了しましたら、廊下で待機している事務局に声をかけていただき、この会場にて公労会議を行いたいと思います。</p> <p>その後、公労協議が終了しましたら、使用者代表委員から御意見を伺う公使協議を行いたいと思いますが、そのような手順でよろしいですか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
太田部会長	<p>それでは、本日は傍聴人はおりませんが、栃木労働局ホームページにて公開する議事録については、ここからの場面は「非公開」といたします。</p> <p>事務局はそれぞれの代表委員を協議室に案内してください。</p> <p>— 協議室にて労使それぞれ協議 —</p> <p>— 第1回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第1回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第2回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第2回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第3回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第3回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>《《 以降、公開 》》</p> <p>— 公益・労使代表協議 —</p>
太田部会長	<p>それでは、ここからは公労使の三者がそろって審議する場面ですので、議事録においても「公開」といたします。</p> <p>本日は、私ども公益代表委員と労使それぞれの代表委員とが個別に協議を行い審議を進めてまいりましたが、労使それぞれの意見に</p>

	<p>大きな隔たりがあり、これ以上の進展は望めないと考えますので、日を改めて審議を行いたいと思います。</p> <p>本日の金額審議は、最終的に労働者代表委員から 57 円引上げの提示があり、使用者代表委員からは 36 円引上げの提示がありました。</p> <p>次回の審議におきましては、労使それぞれの代表委員の間で一致点を見だし、全会一致で結審することを目指したいと考えておりますので、次回までに更なる検討をよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、次回の第 2 回専門部会は 10 月 22 日火曜 9 時 00 分から、この 5 階大会議室で開催し、その日を審議最終日と考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次の議題（2）の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見、質問等なし —</p>
太田部会長	<p>それでは本日の専門部会の議題は全て終了となりますが、本日の議事につきましては、運営規程第 8 条第 1 項の規定により、議事録を作成することになります。</p> <p>また、議事録については、同条第 2 項ただし書の規定により、公労使三者がそろって審議をした場面のみを一部公開とし、同条第 3 項の規定による議事要旨を作成の上、公開することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
太田部会長	<p>それでは、議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 労使それぞれの代表委員で協議 —</p>
太田部会長	<p>では、議事録内容確認を、労働者代表・伊藤委員、使用者代表・鈴木委員にお願いします。</p> <p>以上を持ちまして、第 1 回栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を閉会といたします。</p> <p>長時間ありがとうございました。</p>